

2021年1月号

発行：建交労 No.202

岐阜農林建設連合支部

〒501-4234

郡上市八幡町五町1-4-15

電話 0575-67-1582

建交労 ひかい

すべての労災・職業病の根絶をめざす



支部定期大会で挨拶する東執行委員長

新春のお慶びを申し上げます。
皆様のご健康とご繁栄をお祈り申し上げます。

新年明けましておめでとございませす 2021年勝利に向けて邁進を！

私たちは、労災被災者が安心して療養できる社会保障の充実と労災の根絶を求めて力強く運動を展開してまいりました。

就労歴や健康診断の受診歴などを一元的に管理する「ずい道建設労働者健康情報管理システム」を厚生労働省が建災防に設置し、昨年4月より稼働しました。悲願である裁判をしなくても被災者が救済される『トンネルじん肺救済法』の成立に向けて大きな前進です。じん肺キャラバン・国会議員の賛同署名など様々な運動に粘り強く取りくんだ成果です。

昨年は、トンネルじん肺根絶6陣訴訟の早期和解を勝ち取ることができました。全国の仲間とともに基金成立に向けて運動を進めていきましよう。

また、三井金属神岡鉱山じん肺2陣訴訟では、菜ゴア高裁での闘いが山場を迎えています。CTでじん肺罹患を否定するという被告の不当な主張に、限界のあるCTをじん肺罹患の判断に導入することを許すわけにはいかないと、原告団を先頭として真っ向から闘ってきました。勝利解決の年にしましよう。
労災職業病被災者が、真に安心して暮らすためには、補償の充実を求めた闘いの手を緩めることはできません。
新たな年を、じん肺裁判の勝利解決の年、補償の充実を求める要求実現の年と位置づけ奮闘します。

建設アスベスト訴訟 被災者救済、被害の根絶に大きく前進!

最高裁で

国の責任が確定

スト訴訟では初めて国の責任が確認しました。

建設アスベスト訴訟とは

12月15日、最高裁判所は、首都圏建設アスベスト第1陣訴訟で被告国の上告を不受理する決定をしました。

建設アスベスト訴訟は、建設現場でアスベストを吸

東京高裁判決では、国は、石綿粉じん作業に従事する労働者が石綿関連疾患にかかる危険性を遅くとも1975年には予見できたと指摘し、事業主に対する防じんマスクの着用の義務付け、石綿含有建材の適切な警告表示の義務付けを怠ったとして国の対応を断罪、賠償命令を出しました。今回の不受理決定で、建設アスベ

引しアスベスト関連疾患(アスベストじん肺、肺がん、中皮腫など)を発症したとして、元労働者や遺族が国と建材メーカーに損害賠償を求めた裁判です。輸入された大量のアスベストのほとんどが建築資材に使われ、建設現場で働いた多くの労働者が深刻な健康被害を発生しました。

**国の不誠実な態度で
提訴から12年も経過**

首都圏建設アスベスト訴訟は2008年に提訴されました。その後、各地で同様の裁判が提訴され、現在

3高裁・9地裁で争われています。これまでに国は地裁、高裁で8連敗しています

すが、原告の早期解決の訴えを聞くことなく徒に争いを引き延ばしてきました。

この間に多くの原告が「命あるうちの解決を」の悲願を達することなく命を落としています。これまでの国の対応は強く批判されるものです。多くの仲間を失いながら闘い続けた原告の勇氣は、私たちに多くのことを教えてくれました。

建材メーカーの

共同不法行為

責任求める

また、最高裁は、建材メーカーの責任を求める原告の上告を受理しました。これにより、建材メーカーの賠償責任を否定した高裁判決が見直されることになりました。

**建設現場のアスベスト被害
救済に大きな前進**

アスベスト関連疾患での労災認定は、毎年1,000名を超えています。潜在している被災者も多数みえます。大工・電気工・空調関係などすべての建設労働者から被害が出ています。あなたのまわりで困っている方はいませんか。声がけして仲間を迎えましょう。

『傷病の状態』に関する報告書』 主治医に自分の症状を正確に伝えよう!

今年も監督署から『傷病の状態等に関する報告書』の提出を求める文書が届くころだと思えます。1月分の休業補償請求書(様式8号)に添えて出すことになっていますので、組合から2月初めには監督署に提出します。なぜこの報告書を提出するのでしょうか?その理由は、労災保険施行規則(第18条の2・第19条の2)に「労災被災者が、療養開始から1年6か月を経過しても治っていない場合、傷病補償年金へ移行するか否かを決定するために報告書の提出を求める。」と規定されているからです。ここでいう『傷病補償年金』

はあまり聞きなれない言葉ですが、労災被災者が介護など必要になった場合に『休業補償給付』から『傷病補償年金』に移行するというものです。この『傷病補償年金』に移行すると毎月8号用紙の請求書を提出する必要はなく、1年分の給付額を2か月に1回の年金として支払われるようになります。『傷病補償年金』になったからといって自動的に『遺族補償年金』が支給できるものではありません。遺族年金を請求する際、監督署は、報告書に記載されている内容を検討し、じん肺死か否かの判断材料にすることがあります。

診断書の『日常生活の状況』欄について、実際は1キロも歩けなかったり、軽作業を1時間もできないのに、「ゆつくりなら1キロ程度

歩くことができる」などとする診断書が見受けられます。自分の症状を主治医に正確に伝えましょう。

The image shows three sample forms for medical reports. The first form on the left is labeled '裏' (Back) and contains a grid for recording symptoms and activities. The middle form is labeled '表' (Front) and includes a section for '日常生活の状況' (Daily Life Status) with a table for recording walking distance and work status. The third form on the right is another '裏' (Back) view, showing a detailed grid for medical observations and treatments.

上は傷病状態を報告するたの診断書です。

例えば裏面での『日常生活の状況』で、家族に手を借りて歩いている状態でも一人で歩けるように書かれていることもありましたが、不正確な報告をすると請求時に不利になることもあります。

また、主治医はレントゲンやCTなどで見ただけでは状態は完全にはわかりません。そのため痛みや違和感、生活の変化などもしっかりと伝えるようにしましょう。

2019年12月の活動報告

経過

12/2	神岡じん肺2陣訴訟	口頭弁論	@名古屋高等裁判所
12/3	第2回執行委員会		@郡上市文化センター
12/7	遺族年金請求	主治医面談	@久美愛病院
12/8	新規聞き取り	(木股さん)	@土岐市
12/10	神岡じん肺訴訟	原告団会議	@古川中央公民館
12/11	神岡じん肺訴訟	闘争本部会議	@郡上市文化センター
12/15	新規検査		@土岐内科クリニック
12/17	行政訴訟意見書打ち合わせ		@浜松佐藤町診療所
12/24	新規検査		@東濃厚生病院

2020年1月の予定

予定

1/7	主治医面談	@多治見市民病院
1/13	神岡じん肺訴訟	弁護士会議
1/24	リサーチセンター	学習会
1/27	キャラバン	実行委員会

事務所の年末年始のお休みは12月29日から1月4日までです。

ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

緊急連絡先 090-1753-9645

編集後記

「農林水産省の公式サイトにあるお米の攻略Q&Aが実際に役立つ」と言われる程稲作に凝ったゲーム「天穂(てんすい)のサクナヒメ」が12月に発売されました。さっそく12月に購入。季節外れの稲作デビューを(ゲームで)しました。いざ育てると聞きなれない言葉が多く、苗の育て方で「疎植」「密植」かを決める。稲が成長して「一次分げつ」する。穂し収穫した後、乾燥させるため「架掛け」をする。そして脱穀して「摺り」をして白米にする。この一連の中でも聞き覚えのない言葉ばかりで「すらすらネット」で言葉を検索しては「しながらも手塩に掛けて育てては苦戦した」初めから来たお米に舞い上がって収穫し生い活が続くのか「少ない量か。ひもがと蹴され心が折れかけました。喜びを壤にも回数重ねて日照や水温管理、そ穫量が、品質も少しづつ上げついでいけるようになり楽しくなってきました。うーん。自分も最高品質のお米を作ろうと思うほど今は稲に夢中です。

編集委員

畑中